

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
経緯について	誘致当時について	誘致を表明した平成15年時点において、既に使用済燃料に対する法定外税課税を実施している自治体があったことから、当然の帰結として誘致当時から新税創設が念頭にあったものと考えている。	1/21 (第1回審査)
	検討再開について	東日本大震災の発生時、福島第一原子力発電所の事故があって、RFS社の親会社である東京電力の経営が難しい状況にあったため、担税力という観点から、東京電力から税を徴収することは、復興の足かせにすらなるという判断が当時の故宮下順一郎むつ市長にあって、一旦中断していた。RFS社と東京電力のことを考えて、中断していたということを事業者は認識していると考えている。	1/21 (第1回審査)
財政状況について	市の財政状況に関する総括について	毎年度の予算及び決算と言う形で示しているとおりであり、健全化判断指標の中の実質公債費比率あるいは将来負担比率がこうして全国1,741市町村中下位にある状況。また、財政中期見通しでも説明しているとおりで。	1/21 (第1回審査)
		<ul style="list-style-type: none"> ①市制施行以来60年の歴史の中で、33度も赤字決算という厳しい財政運営で、合併以後は平成22年度に黒字決算を達成し、それをなんとか維持している状況である。 ②人口減少、少子高齢化、電源立地地域対策交付金の減少等による歳入の減少見込みに加え、医療体制および消防・救急体制の維持、むつ総合病院の一般病棟の建替え、社会保障制度の拡充等による市の負担はますます増大する見込みである。 ③市民生活の安定、暮らしの豊かさの向上の実現には新たな財源が必要である。 	2/13 (第2回審査) 《補足説明》
	新税と交付税の関係について	交付税の基準財政収入額について、今回の新税は該当しないため、普通交付税の算定にあっては特別この新税が入ることによって減らされるということはない。	1/21 (第1回審査)
	当市は2020年から2022年にかけて赤字になるという試算があるが、赤字削減についてプロジェクトチーム会議で議論はなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ①第4回の会議で長期のシミュレーションを実施している。 ②赤字をどう解消していくかという問題は、毎年度の予算や財政中期見通しの中で議論すべき。 ③新税による新たな収入があれば、財政的な問題にも大きく貢献する。 	2/13 (第2回審査)

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
	5年間における財政需要342億6,000万円と税込93億7,400万円の乖離について	<p>税込の他に、交付金や助成金等活用できるものを活用するとともに、交付税措置がある有利な起債を活用する。大事なことは、この額の課税をしてもなお、財源対策の取組を行わなければ、十分な市政運営ができない可能性すらあるということ。</p> <p>①新税に係る財政需要に対し、新税収入だけではなく、そのほかの財源も十分に活用して事業実施していくこととなるため、その分に乖離が生ずる。 ②新税に係る財政需要の全てを新税収入で賄うような高い税率を設定することも考えられるが、過重な負担となり、地元企業とともに市政発展することを望む市の方針に反することとなるため、適切ではないと考えている。 ③長期的な税込の試算によると、3,000トンの貯蔵容量満杯までは税込が伸びることも予想される。</p>	1/21 (第1回審査)
財政需要と税率について	新税の使途としての市民生活に直結する措置に係る試算について	<p>暮らしやすさの観点から、全国の高水準に近づけることを念頭に医療や子育て、高齢者の皆様に対する施策につきまして、現時点で以下の項目について試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の医療費を高校生まで無償化した場合は、1億5,000万円 ・小中学校の給食を完全無償化した場合は、2億6,000万円 ・高齢者の公共交通機関利用に対する助成については、75歳以上の方々を対象として月額6,000円まで助成した場合は、4億5,000万円 	2/13 (第2回審査) 《補足説明》
	旧町村の振興策について	<p>合併後のむつ市は多様性にあふれた魅力を持ち、誇らしく全国に発信されるべきものであると認識。旧町村部の振興こそ今必要であり、一体感の醸成、あるいは合併のメリットというものを十分に感じてもらえるような施策もこの新税を通じて実現していきたいと考えている。</p>	1/21 (第1回審査)
	市民に優しい行政の在り方として弱者対策を要望しておきたい	<p>新しい税込により、様々な施策を通じて市民負担の軽減が実現可能であると理解をしている。</p>	2/13 (第2回審査)
	新税創設の一番の目的は安全対策、防災対策であると思うが、原子力安全対策事業32.3億円は少ないのではないかと	<p>原子力安全対策事業に分類した事業だけが安全対策、防災体制に資するものではなく、例えば民生安定化対策事業のうち、初期被ばく医療機関に指定されているむつ総合病院の老朽化対策事業、広域避難所に指定されているしもきた克雪ドームの改修事業、避難路となる市道の維持整備事業は、いずれも原子力安全対策にも資するものと考えている。</p>	2/13 (第2回審査)

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
	R F S社1社に対して課税するという事について、税の公平性をどう担保しているのか	①新税は特定の企業1社を狙い打ちにしている課税ではなく、使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始に伴う財政需要に対応するため、原因者たる使用済燃料の貯蔵事業者に対し応分の負担を求めるもの。 ②これに類する課税は、既に各自治体が同様に実施をしていることから、当市にも課税自主権の行使が認められるものと考えている。	2/13 (第2回審査)
	まだ操業していないR F S社に十分な税負担能力があるとは考えられないが、収益に対する税負担能力について、どう予測しているか	①R F S社の実際の収入としては、搬入元である東京電力ホールディングス株式会社・日本原子力発電株式会社からの使用済燃料の貯蔵に係る手数料の収入となる。 ②例えば東京電力ホールディングス株式会社の年間売上高は、平成30年度決算では6兆3,384億円となっており、仮に当市への納税想定額を年額で約20億円とすると、その割合は0.03%となることから、客観的にその経営に重大な影響を及ぼすような過大な負担には当たらないと考えられ、十分な担税力を有するものと考えている。	2/13 (第2回審査)
財政需要と税率について (続き)	財政需要の8割を占める民生安定対策事業は、本来新税がなくても自治体としては当然取り組まなければならない重要な施策だと思うが、新税がないと困難になると考えているのか	今まで実現できなかったさらなる暮らしの豊かさに結び付く、子ども医療費や給食費の助成などの施策が新税を財源とすることで可能となるということを示しているものであり、決して将来に民生安定対策事業ができなくなるということではない。	2/13 (第2回審査)
	新税は今後の市の財政の切り札であり、これがないと市の財政も含めて大変になるという認識なのか	長期で安定した財政経営を行うために必要不可欠なものであり、何よりも地域が自立して生活をしていく大きな財源になると考えている。	2/13 (第2回審査)
	50年という貯蔵期間に対し、5年ごとに見直しをすとした理由は何か	総務省通知において、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等に鑑み、税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であることとされていることから、他自治体と同様の5年に設定した。	2/13 (第2回審査)
	5年ごとの見直しで、何を見直すのか	税率も含め、見直すこととなる。	2/13 (第2回審査)

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
財政需要と税率について (続き)	中間貯蔵施設の操業開始が先延ばしとなった場合、財政需要に含まれている事業は全て開始が遅れることとなるのか	①例えばむつ総合病院の建替え事業やごみ処理施設は、その期間までに必要な事業であることから、やらなければならない。 ②例えば子ども医療費の無償化拡大、高齢者に対する公共交通のフリーパスの提供という事業については、実施が先延ばしされるということは当然あり得ることだと認識している。	2/13 (第2回審査)
県との関係について	県とのコミュニケーションについて	プロジェクトチーム会議の内容を、公文書を以て、青森県に報告しており、課税の意思についても、口頭で確認しているが、全く回答がない状況。 ①米田雅宏 北海道大学大学院法学研究科教授の見解は次のとおり ・むつ市が課税自主権を行使し、自治体として自立していくことについて法的な疑義はない。 ・基礎的自治体として取り組むべき施策を県の動向とは関係なく実施していくことが基礎的自治体の自立につながる ②二重課税の問題は、その問題をつくり出す主体が考えることであるため、県の問題となると認識している。	1/21 (第1回審査) 2/13 (第2回審査) 《補足説明》
	県の新たな財政需要の根拠について	①中間貯蔵施設はUPZやPAZが設定されている施設ではなく、他の原子力施設と異なり広域避難が必要となるということは想定していない。 ②仮に、課税自主権を県が行使するとすれば、この点について県が説明責任を負うことになり、県内の一自治体「むつ市」としてしっかり検証してそもそも課税する根拠があるのかという点からも意見を言う必要があると認識している。	1/21 (第1回審査)
	プロジェクトチームでは、既に使用済核燃料税を導入している自治体への視察を行っているが、各自治体において導入に至るまでの県との調整、そして取組等、その関係性はどのようなものであったか	いずれの県についても、市・町の課税自主権を尊重するという観点から、その取組に対し消極的な態度を取ることなく、むしろ総務省との協議に有効な助言を与えるなど、協力的であったと聞いている。	2/13 (第2回審査)

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
県との関係について (続き)	今後むつ市が構築しなければならない県との関係性をどのように捉えているのか	引き続き市の取組状況について、青森県に対して情報提供に努めるが、県においては他県の事例と同様に、当市の課税自主権を尊重し、事業者との良好な関係を構築できるよう積極的に協力していただきたい。	2/13 (第2回審査)
	県に対し、市の課税自主権を最大限行使するため、理解を求める協議の場を市から求めていく考えはないか	我々は既に中間貯蔵事業に対して課税をするという意思を明確にしており、仮に県が課税をするということであれば、それは向こう側から我々に対して調整を申し入れるべきであり、市議会としても強く発信していただきたい。	2/13 (第2回審査)
特定納税義務者との関係について	特定納税義務者の理解について	特定納税義務者に対して、8月から説明し理解を求めていることであり、市と事業者が共存共栄していくために必要なものであることから応じてもらえるものと信じている。	1/21 (第1回審査)
	特定納税義務者の担税力及び税率について	①市と誘致企業という間柄であっても収益構造そのものについては、特定の企業の情報になるので、把握していない。 ②ただし、担税力という観点でいけば、これは六ヶ所の施設に県が課税している使用済燃料の税率を市が課税するという点については、当然事業者としては予見可能だと考えている。 ③そもそもむつ市に搬入される使用済燃料は、必ず再処理施設に搬出されることから再処理施設において課税される税率と違うということが、なぜ許容できるのかということはいくらも共有していかなければならないと考えている。 ④また、全国で初めての中間貯蔵施設であることから、経営が軌道に乗るまでは税率の軽減等の措置をとることもありえる。	1/21 (第1回審査)
		①使用済燃料自体の担税力については、リサイクル燃料として潜在的な価値を有し、施設の設置により生ずる財政需要を補完する資産であると捉えており、税率は青森県の六ヶ所再処理施設への課税と同率が望ましい。 ②中間貯蔵施設は、使用済燃料を再処理するまでの間、核燃料サイクルの中で50年間にわたり長期貯蔵する重要施設であるため、その税率については核燃料サイクル施設である六ヶ所の再処理施設を参考とすることが望ましい。	2/13 (第2回審査) 《補足説明》
	RFS社との今後の交渉の見通しについて	①特定納税義務者の同意がなくても条例を制定できる。 ②負担が過重なものにならないよう、担税力に応じて税負担を設定する。 ③これからも税率検討や財政需要の根拠について丁寧に説明をさせていただく。	2/13 (第2回審査)

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
特定納税義務者との関係について (続き)	搬入元である東京電力ホールディングス株式会社・日本原子力発電株式会社への理解を求めるとも重要ではないかと考えるが、市としてこの両者に対して何かアクションを起こしているのか、あるいはその予定はあるのか	特定納税義務者はあくまでもRFS社であるので、その親会社との調整が必要であれば、必要に応じてRFS社が行っているものと認識している。	2/13 (第2回審査)
市民参画について	2月22日に開催予定の「希望のまちづくり市民のつどい」の概要・詳細について	①新たな市政経営の財源となる新税について、その検討プロセスを市民参画の形で進め、市民ニーズを捉えることを目的として開催する。 ②合計271団体（子ども・子育て分野：14団体、健康分野：8団体、福祉分野：37団体、産業・経済分野：17団体、教育・文化・スポーツ分野：6団体、まちづくり・防災分野：21団体、高校：4校、町内会：164団体）に案内を送付し、現段階で77の団体から参加の申し込みがある。 ③ワークショップ形式で行い、ファシリテーターとして、佐藤淳 青森中央学院大学経営法学部准教授を迎え、グループワークを通じて意見を出し合っていただく。	2/13 (第2回審査)
	新税に関するアンケートをもっと広げて実施するべきではないか	他の自治体ではやっていないアンケートや「市民のつどい」を実施することで、すぐれて民主的なプロセスで進んでいると自覚しており、今後も丁寧な進め方に意を尽くしていきたい。	2/13 (第2回審査)
	参加依頼が届いていない市民団体である「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」が「希望のまちづくり市民のつどい」への参加の申入れを行ったが、参加を断られた理由は何か	①「市民のつどい」は、新税や核燃政策に対する賛否を議論する場ではなく、今後のまちづくりに対する市民の皆様のニーズを直接伺う機会と考えている。 ②参加の案内をした271団体については、市の様々な施策、計画策定等において協力をいただいている団体を中心に選定した。	2/13 (第2回審査)
	2019年10月に行ったアンケート調査の対象である27団体の選定基準は何か	市政運営にご協力いただいている市内の教育、経済、福祉、産業に関連する団体や、住民の代表となる元行政連絡委員連絡協議会を選定した。	2/13 (第2回審査)

これまでの質疑の概要

分類	論点／質疑の内容	市の認識／答弁の内容	質疑実施日 (回)
市民参画について (続き)	協力的な団体への参加を求め、様々な疑問を持っている団体への呼びかけを避けている節があるが、選んだ基準は何か	①まちづくりに関連するという意味で町内会、また様々な福祉の団体、子育ての団体のような、市政運営を共にさせていただいているパートナーの中から選定している。 ②今後のまちづくりの方針を考えるという機会であって、特定の団体を排除するという意図はなく、日頃から市とお付き合いのある団体と議論をするために、このような形で団体を選定した。	2/13 (第2回審査)
	「希望のまちづくり市民のつどい」について、旧町村ごとに分科会を開いてはどうか	案内した団体の中には旧町村の町内会等、旧町村の団体も含まれており、まずは全体でまちづくりの方針について議論をさせていただきたいと考えている。	2/13 (第2回審査)
今後の市政、まちづくりについて	5年間で93億円という金額が独り歩きすることで、むやみに将来明るい展望があるようなことは避けてほしいが、どう考えているか	①新税があったとしても、今後も財源確保の努力が必要であり、財政需要を満たすような形にしていかなければならない。 ②我々が自立して生活し続けていくための新税であり、課税することで市民の暮らしを向上させるという意思を明確にしていかなければいけないと考えている。	2/13 (第2回審査)
	人口減少の将来を見据えて新税を強く求めていかなければならないが、どう考えているか	①人口減少は過去何十年にもわたる出生率の結果であり、おそらく歯止めを掛けることはできない。 ②地域の将来の姿を見据えて、今からまちづくりをしていかないと間に合わないが、新税導入は自立をするチャンスである。	2/13 (第2回審査)
	市民に対して過大な期待を持たせることを懸念するが、今後の進め方について、どう考えているか	むしろ市民の方々に大いに期待してほしいと思っており、新税獲得の上でその期待に応え、市民の皆様の夢を実現するのが我々の仕事である。	2/13 (第2回審査)